

衆議院 文 教 委 員 会 議 録 第 五 号

平成十一年三月十一日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 小川 元君

理事 栗原 裕康君

理事 小杉 隆君

理事 藤村 修君

理事 富田 茂之君

理事 岩永 峯一君

理事 大野 松茂君

理事 倉成 正和君

理事 下村 博文君

理事 高橋 一郎君

理事 渡辺 博道君

理事 近藤 昭一君

理事 池坊 保子君

理事 笹山 登生君

理事 山原健二郎君

理事 粟屋 敏信君

出席國務大臣

文 部 大 臣 有馬 朗人君

出席政府委員

文部大臣官房長 小野 元之君

文部省生涯学習局長 富岡 賢治君

文部省初等中等教育局長 辻村 哲夫君

文部省高等教育局長 佐々木正峰君

文部省学術国際局長 工藤 智規君

文化庁次長 近藤 信司君

委員外の出席者

文教委員会専門員 岡村 豊君

委員の異動

三月十一日

辞任

中山 成彬君

田中 甲君

同日

江口 一雄君

近藤 昭一君

補欠選任

江口 一雄君

田中 甲君

三月九日

日本学術振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

は本委員会に付託された。

三月九日

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情書(徳島県美馬郡半田町字木ノ内一三六の一半田町議会議内小坂重夫(第一〇一号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

日本学術振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

○小川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。池端清一君。

○池端委員 おはようございます。民主党の池端

清一でございます。

有馬大臣には、連日早朝から大変な御精勵でございまして、この御苦労に心から感謝を申し上げる次第でございます。

私は、きょうは、この国立学校設置法案の問題のほかに、国立大学附属病院の看護婦さんの勤務の実態、勤務条件の問題、それから、今問題になっております国立大学の独立行政法人化の問題、大きくこの三点にまとめましてお尋ねをしたいと思います。

まず最初に、現在二十一の国立大学に三年制の医療技術短期大学部が併設されている、こういうふうに承知をしておりますが、平成五年度、一九九三年度の国立学校設置法の一部改正によりまして、大阪大学の医療技術短期大学部が阪大の医学部保健学科に改組・転換をされたのを皮切りといたしまして、自後、毎年一校ないし二校の短期大学部が四年制大学に、昇格いたしますか発展的解消といえますか、改組・転換をされておるわけでございまして、今日までの改組・転換の経過の概要と、その意義、目的等について改めてここでお尋ねをしておきたいと思っております。

○佐々木政府委員 医療技術短期大学部の改組・転換でございますが、我が国における急速な高齢化の進展がございまして、また、保健医療を取り巻く環境の変化もございまして、こういった点から、看護婦等の医療技術者の資質向上が強く求められておるわけでございまして。

特に、看護婦につきましては、平成四年に看護婦等の人材確保の促進に関する法律が制定されてございまして、この法律に基づきまして、文部省、厚生省及び労働省の共同で基本指針を策定しておりますが、そこにおきましては、「看護教育の充実と教員等指導者の育成を図る観点から、看護系大学の整備充実を一層推進していく必要がある。」

というふうになされておるところでございます。

そこで、文部省といたしましては、国立大学に併設されております医療技術短期大学部が当時二十三あったわけでございますが、これを順次、平成五年度から医学部保健学科等に改組・転換をしてきておりまして、御指摘ございましたように、毎年一校ないし二校整備を図って、これまでに八大学の転換を行ったところでございます。

平成十一年度は、さらに二大学の改組・転換をお願いしておりますので、現在所要の法律改正をお願いしております。

○池端委員 先日、脳死臓器移植の例に見られますように、医学、医療の進歩発展は著しいものがございます。加えて、今お話ししましたように、疾病構造の変化や急速な高齢化に対応する医療体制の整備は喫緊の課題になっておるわけでございます。

こういう観点から、まだ十三の短期大学部、今回提案されております二つを差し引きましてもお十三の短期大学部があるわけでありますが、これも逐年四年制大学に転換していく方針なのかどうか、その辺の構想というものを、ひとつお考えを示していただきたいと思います。

○佐々木政府委員 文部省といたしましては、医療技術分野における大学での人材養成に対する要請が非常に強いわけでございます。これを踏まえまして、国の財政事情あるいは大学における準備状況等を総合的に勘案しながら、引き続き医療技術短期大学部の四年制大学医学部保健学科等への転換について積極的に対応してまいりたいと考えております。

○池端委員 それについて、文部省として具体的な年次計画といえますか、いついつまでにこれは転換、改組をしていくんだ、こういうふうなお考

えがあるのかどうか、ひとつそれをお聞きしたいと思ひます。

○佐々木政府委員 医療技術短期大学の改組・転換につきましては、教員の確保等あるいはカリキュラムの準備等、それぞれの大学の準備が必要でございます。教員の確保といった観点からは、需要が非常に多いということもございましてなかなか難しい面もございまして、そういったそれぞれの大学の準備状況というものをまず踏まえないければなりません。同時に、国の財政事情というものが非常に厳しいわけでございます。

そういったわけで、何年までに転換を完成させるというふうな年次計画を策定することはなかなか難しい面がございまして、文部省といたしましては、諸般の状況にもらみ合わせつつ、着実に改組・転換を実行してまいりたいと考えておるところでございます。

○池端委員 国の財政事情もある、それから準備状況もあるということから、いついつまでということとは言えないということなんですが、先ほどもお話ししましたように、これは非常に喫緊の課題でございますので、私は、少なくとも二十一世紀の初頭のできるだけ早い時期には改組・転換を図っていく、こういうような考え方があっていいと思うんですが、文部大臣、どうでしょうか。

○有馬国務大臣 ただいま高等教育局長より御答弁申し上げましたように、近年の医療の高度化というのはいずれもございまして、高齢化が非常に速く進んでおりますので、何と云っても、医師とか看護婦等の医療技術者が、それぞれ専門性を発揮しながらよい治療をしていくということが重要になってまいりました。そのためには、専門的な知識、技術とともに、豊かな人間性を持っている、そしてまた的確な判断力を有する資質の高い看護婦たちを育てていかなければなりません。そして、もっと広く医療技術者を大学において養成することは極めて重要なことと認識いたしております。

したがしまして、このような認識のもとに、文部省といたしましては、今御質問がありました国立大学の医療技術短期大学の四年制大学への転換につきまして、国の行政が許す限り、それを勘案しながら、引き続き積極的に対応してまいりたいと思っております。

○池端委員 今大臣から言われましたように、これは皆さん非常に今待望している問題でもございまして、可能な限りこれは早急にその作業を完了していただきたい、こう思うわけであります。それでは次に、国立大学附属病院の看護婦さんの問題についてお尋ねをいたしたいと思うので

現在、看護婦さんの不足は極めて深刻な社会問題になっていくわけでございます。とりわけ国立大学附属病院の看護婦さんの労働条件、勤務条件は、改善は加えられているというふうに文部省は言いますけれども、依然劣悪な状況に置かれている、こう言っても決して言い過ぎではないと思うのであります。

看護婦さんの増員、労働条件の改善を求める請願署名も私どもの手元にもたくさん出てきておりまして、国会に提出しております。やがて本委員会で御審議をいただくことになると思うのでありますが、この国立大学附属病院における看護婦さんの勤務状況、なかなかすぐ夜勤勤務の実態は現在どのようになっているのか、それをお示しいただきたいと思うのであります。

○佐々木政府委員 国立大学病院の看護婦の一月当たりの平均夜勤回数でございますが、平成九年度には八・三回となっております。また、夜勤人数につきましては、二人以上勤務の病棟が全体の九・一％となっております。したがしまして、一人夜勤体制をとっているのは、放射線治療病棟や結核感染病棟など、入院患者数が極端に少ない病棟など六看護単位となっておりますのでござい

○池端委員 今の答弁によりますと、平成九年、夜勤勤務の実態は月平均八・三回。八・三という

数字は、もう三日に一遍、四日に一遍、こういうような数字ですね。確かに、昭和三十一年は月十・七回でございまして、これから見ると改善の跡が見られるということは率直に言えるわけでございまして。

しかし、大臣も御承知かと思うのですが、一九六五年、昭和四十年に出された国立大学病院に対する人事院の判定がございまして、この人事院判定では、複数の夜勤体制で月八日以内の夜勤日数、こういう判定が出ていますね。三十四年前にこういう判定が人事院から出されている。ところが、三十四年たった今日、なお国立大学の病院は月平均八・三回、判定すら守られていないという状況にあるわけですね。しかも、これは全国四十二の国立大学病院の平均ですから、悪いところは非常に格差があるわけですね。

文部省の調査でも、ワーストワンと言われるのは実は京都大学なんです。京都大学が月平均九・九回、こういう回数になっている。ちなみに、有馬文部大臣が総長を務められておりました東京大学、どうなっているかということをお調べたら、東京大学も九・三回、ワーストファイブ、これに入っているんですね。

そういうような状況から見ると、この三十四年間、一体文部省は何をしていったのか、私はこう言いたくなるのであります。私は、文部省の怠慢ではないか、こういうふうにいるのでありますけれども、これについて大臣の率直な所信を承りたいと思ひます。

○有馬国務大臣 私も大変心配していることでございまして、かつて東大におりましたころ、看護婦さんたちの要望がありまして何回か会ったことがありまして、そういう実態は強く訴えられておりました。そしてまた、私自身も入院したり家族が入院したりする際の看護婦さんたちの大変な御勤務の状況は、私も身にしみてよく知っていることでございまして。

したがしまして、従来から文部省としても、決して怠慢ではございませぬ、厳しい財政状況の中

で、あるいは定割というふうなことで、看護要員を極めて重点的に増員してきていると思ひます。それからまた、十一年度に對しても、ほかの人々に比べて、職種に比べて、大変特別に考慮を払っているところでございまして。

特に、いわゆる二・八体制というものを何とか早く実現をしたいと思っておりますし、外部委託や機械化によって看護婦さんたちの負担の軽減を図るというふうな努力を今までも進めておりますが、今後さらに進めてまいりたいと思ひます。そういうことをいたしまして、国立大学附属病院の看護業務の改善充実に最大限の努力を払ってまいりたいと思ひます。

ちなみに、建物も随分傷んでおりましたが、これはかなり重点的に現在直しつつありますので、御報告申し上げておきます。

○池端委員 二・八体制を完全にやっていきたい、こういうお話でありまして、四十二の国立大学の病院の中で二・八体制が今達成されているのは十三の大学にしかすぎないのですね。間違いないでしょう。これは文部省の統計でも出ているわけでございまして。そういう状況からいって、私は、本当にこの問題の解決は急がれていると。

大臣は、今家族の皆さんのお話もされておりましたけれども、私ごとで恐縮でございますが、実は私の妻も一昨年の五月から北海道内の公立、国立ではありません、公立大学の附属病院にことしの二月まで入院をしております。私も看護婦さんの勤務の実態を見る機会が大変多かつたわけであります。

大変でございまして。国立と公立は若干の違いはありますけれども、本当に大変な、過酷な条件。しかも、患者さんの大事な健康と生命を守るといふ仕事に従事しておるわけでございまして、人事院判定のみならず、先ほど局長が言われたように、看護婦確保法に基づく基本指針というものが出されているわけでありますから、それを誠実に遵守することが行政当局の責任ではなから

うか、こういうふうに出されておきたいと思うのであります。

ここに、昭和六十三年の三月二十九日に、全国国立大学病院長会議常置委員会というものがございまして、委員長の高見澤裕吉さんという当時千葉大学病院の院長さんから当時の文部省の医学教育課長に対して、「看護要員の必要数及びその算定について」という答申が出ています。その答申でも、看護要員の整備数は三千三百七十人必要だ、こういうふうに出されているわけでございます。

三千三百の増員が必要というふうには指摘をされておるわけでありまして、その後の看護要員の充足状況、今、夜勤体制のことをお聞きしましたけれども、全体として看護要員の充足体制はどうかというふうになっているのか、三千三百七十を満たしているのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○佐々木政府委員 御指摘の答申は、昭和六十三年三月に全国国立大学病院長会議常置委員会委員長から当時の医学教育課長あてに提出されたものでございまして、同委員会に置かれた基準看護問題小委員会が、七つの国立大学の調査をもとに、病棟部門の必要看護要員を一万五千九百三十人とし、既に配置されております看護要員との差、三千三百七十人が必要と算定をしたものでございます。

お尋ねの、その後の看護要員の整備状況でございますが、昭和六十三年以降、平成十年度までの間に九百三十人の増員を図っております。なお、この間、定員削減がございまして、看護要員の純増といたしましては七百三十七人となっております。また、平成十一年度には六十九人の増員を予定しております。定員削減がございまして純増は五十三人ということになります。文部省といたしまして、国立学校全体の定員が削減する中で、看護要員につきましては重点的な増員に努めてまいりましたところでございます。

なお、確かに、二・八体制というものが大学病院において実現をできないで今日に至っておりますわけでございますが、ただ、やはり大学附属病院の場合、高度医療を担う、地域の中核的な医療機関としての役割がございまして、そういった意味合いにおいて、手厚い看護を必要とする重症、難病の患者比率が高い。そういう意味で、三人以上の夜勤体制を組む必要がある等の事情もございまして、看護要員の増員に努めてはいるものの、いまだ目標が達成されていないという状況もございまして、文部省といたしましては、さらに看護要員の充実に向けて最大限の努力をまいりたいと考えておるところでございます。

なお、一点、複数夜勤・月八回を満たしていない大学が、平成九年七月一日現在で二十八大学ございまして、したがって、二・八体制を満たしている大学は、現在、十四大学となっているところでございます。

○池端委員 確かに、増員を図ってきているという努力は私にはわかるわけですが、しかし、医療現場が求めておった三千三百七十という数字に対して、今日まで純増は七百三十七人、平成十一年度は純増で五十三人増員を図っていることでは焼石に水ではないか、私にはこういうふうな思われてしょうがないわけでありまして、

そして、二・八体制というのは最低の要求でありますから、今、局長も言われたように、重症や難病患者さんの皆さんには三人、四人の体制というものが必要なのではないかと、この三人、四人体制の充実を図ること、これまた大事なことでございまして、そういう点、十分思いをいたして今後の看護婦さんの処遇問題に当たっていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

国立大学の病院は、今回の脳死移植に見られますように、我が国の高度医療をリードする役割を担っております。今、局長も言われました。また、救急医療体制の整備が強く求められているわけでございます。地域の中核的医療機関として、

で、この面での役割も、期待も非常に大きいものがございますので、このような要請に加えて、国は積極的に体制の整備を図っていくべきではないか、こう思いますが、大臣、その所信、決意のほどをお伺いしておきたいと思っております。

○有馬国務大臣 ただいま御指摘のこと、非常に私も心配をしております。最大限の努力をさせていただきます。また、大学としてのほかの部門からも増員のことを強く要望されております。そういう意味で、国立学校全体として見ますと、そういう要望にもかかわらず定員増が非常に少ない、定員削減の方が多いという状況でございます。

もう少し丁寧に申し上げますと、国立学校全体といたしましては百三十九人の減でございます。定員増がありながらも定員削減が多いので、全体としては百三十九の減になるような状況でございますが、その中で、それに反しまして看護婦さんたちの数は何とかしてふやしているという努力をしております。こういうことを申し上げ、また、今後とも、こういう必要な看護要員のことは重点的にやらせていただきたいと思います。

○池端委員 それでは、次の質問に移らせていただきます。

独立行政法人化の問題についてお尋ねをしたいと思います。

ことしの一月二十六日に、政府の中央省庁等改革推進本部は、中央省庁等改革に係る大綱を決定したわけでございます。現在、その法案化あるいは基本的計画の策定の作業が進められているというふうな承知をしておるわけでございます。

この問題は、法案化の段階、国会へ提出された段階でまた改めて十分議論をしていきたいと思うのでありますけれども、この大綱では、「国立大学の独立行政法人化については、大学の自主性を尊重しつつ、大学改革の一環として検討し、平成十五年までに結論を得る。」ようになっております。加えて、「大学共同利用機関等の独立行政法人化については、他の独立行政法人機関との整合性

の観点も踏まえて検討し、早急に結論を得る。」というふうな内容になっておるわけでございます。まことに昨今、独立行政法人化という議論が花盛り、こういうふうな言っても言い過ぎではないと思うのであります。

この制度のポイントとしては、弾力的、効率的で透明性の高い運営を確保すること、これがポイントとしてうたわれておるわけでございます。弾力的で透明性の高い運営の確保という点については特に私も異存はございませんけれども、教育の場、ひいては学問研究の場、ここに市場経済の原理である効率性を持ち出すことはいかがなものか、私はそのように大変な疑義を覚えておるものでございます。

これは平成十五年までに結論を得るということになっておりますが、文部省としては、この問題について今後どういうふうに対処、対応していくつもりなのか、大臣の御見解を承りたいと思っております。

○有馬国務大臣 御指摘のとおり、一月二十六日の中央省庁等改革推進本部において決定されました中央省庁等改革に係る大綱においては、今おっしゃられましたとおりでございます。平成十五年までに結論を得ることになっております。

しかしながら、国立大学の改革を今行っているところでございますので、中央省庁等改革基本法を踏まえながら、まず、責任ある大学の組織運営体制を確立すること、情報公開を推進すること、内外に開かれた国立大学を実現するための法案を今国会に提出予定でございます。そしてまた、引き続き、財務・会計の柔軟性の向上や、適切な評価システムの確立を図っていく考えでございます。

御質問の中心でございます独立行政法人化を含む国立大学ということでございますが、これはあくまでも、含む国立大学の設置形態について今後検討していくわけでございます。そこで、一体どういう国立大学が望ましいか、その姿を十分検討したいと思っております。

今おっしゃられましたように、効率性だけでは教育とか研究は進みません。効率性がなければならぬ面もございますが、それだけで進むわけにはまいりません。ただ、弾力化や透明化は大いに図っていかねばならないと思っております。ございいます。そういうこと全体をにらみ合わせながら、最良の教育研究体制はどういうふうにつくられるべきであるかという検討をまずやりたいというのが、平成十五年までに結論を得るという結論になった理由でございます。

それから、もう一つ御指摘の点は、共同利用関係の研究所はどうか、こういうことの御質問でございますが、同じように研究所も教育の上でも大いに活躍をしております。そしてまた、基礎研究という点で大変大きな役割を演じております。ただ、他省庁のかんりの多くの研究所が独立行政法人に移りつつありますので、それとにらみ合わせながら、さらに共同利用研究所の持っている特別な事情、特に教育に参画しているというような特別な事情をよく勘案しながら、今後この問題に対して対応してまいりたいと思っております。

○池端委員 この問題は、やはり悔いを千載に残さないように十分慎重な検討があつてしかるべきだ、こういうふうに思っていますから、ぜひそういう立場での検討を続けられていただきたいと思います、こう思うわけでありませう。

そこで、文部省関係の各機関で、今回、独立行政法人化を図るという内容のものが出ておるわけですが、それによりまして、国立オリンピック記念青少年総合センター、国立青年の家、国立少年自然の家、国立婦人教育会館、国立博物館、国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館等は、種々の準備作業を行い、独立行政法人化を図る、こういう内容になっておるわけでございます。

大臣もお読みになったかと思うのでありますけれども、実は先般、二月二十二日の日本経済新聞に、京都大学教授の佐和隆光さんが「何が「市場」

になじむのか」という論稿を寄せておられました。ちょっと引用させていただきます。

文部省は国立博物館のエンジニア化を打ち出した。博物館の民営化など国民の一人として望んでいないのだから、これは人身御供以外の何物でもない。博物館は職員が少なくエンジニア化を強行しやすいから、人身御供に差し出されたのだらう。

これは国際的な笑い草にさへなりかねない、途方もない愚行である。その証拠に、国立大学のエンジニア化を果敢に推進した英国のサッチャー政権ですら、大英博物館をエンジニア化したりはしなかった。

ということを書いておるわけでありませう。さらに科学、芸術、文化などは市場経済になじまない。科学研究を

これは大臣の専門分野であります、科学研究を市場にゆだねるならば、基礎研究はおざなりにされようし、人文社会科学の研究は無論のこと、理論物理学や純粋数学の研究もまた衰退を余儀なくされる。わが国の文化はいま衰退の一途をたどっている。

こういうふうな指摘をされているわけでありませう。こういうような論評がございまして、さらに、これを受けてマスコミでは、二月二十八日の朝日新聞の「天声人語」で同様の趣旨のことを言っております。

東京、京都、奈良の博物館、西洋美術館や科学博物館、国語研究所、文化財研究所その他がリストに載っているとして、

豊かな時間と自由な環境、経済的な余裕があつてこそ学術研究や芸術、教育の花は開く。そこに「効率」を求めるとは、文化国家などと恥ずかしくていえない。

ここまで論評しておるわけでございます。

これについては一々反論もあるかと思ひますけれども、大筋においてこの指摘は当たっているのではないかと、私はこう思ひますが、大臣としてはどうでしょうか。

○有馬国務大臣 先ほど御答弁申し上げましたように、特に教育というものは市場原理だけで動かすことはできないと思ひます。同じように、国立博物館、国立近代美術館、国立西洋美術館等々、あるいは私の分野でいえば上野の科学博物館、こういうものはやはり国として大いに今後守つていかなければならないと思ひます。

ただ、その守り方ということがございまして、先ほど御指摘の佐和さんが言つておられたイギリスの件でございませうけれども、大英博物館等のイギリスのいわゆる国立博物館、美術館というものは国の機関ではないのです。法律に基づいて国から独立して設置された法人になっております。それで、館の運営には一定の自立性が認められていて、こういうことがございませう。ただ、いわゆる国立美術館、国立博物館、イギリスの国立でございませうが、基本的な運営費は政府からの補助金で行われております。

こういうふうな点から見まして、今後国立博物館とか美術館等々が全部自前でやるということは不可能だと思ひます。そういう意味で、独立行政法人化を考へる場合にも、その独立行政法人制度のよいところを生かし、国からの十分な経済的な補助金を中心に運営をしていく必要があると私は考へております。

○池端委員 先ほど大臣からも答弁がございましたが、大学共同利用機関、これを見てみますと、本当に非常に専門的な機関でございまして、科学の分野では、例えば国立極地研究所、宇宙科学研究所、国立遺伝学研究所、統計数理研究所、それからまた、国立民族学博物館、国立歴史民俗博物館等々があるわけでありませう。これらの独立行政法人化について検討を進めるといふようなことで果たしていいものかどうか。これは私は非常に疑問に思ひます。

○有馬国務大臣 これは、あくまでも国の援助がどこまであるかということによって左右されると思ひます。私は、理化学研究所は非常に成功して

いると思ひます。あれは特殊法人です。特殊法人という格好でもかなり独立をしております、独立したことによってさまざまな自由が与えられている。これは研究の上で非常によかつたと思ひます。今もそれが大いに機能しております、随分いい仕事をしております。

そういう意味で、独立行政法人というものはいかなる形でつくられるかということが今後の大問題だと思ひます。ですから、一定の自由度を与えたいというところは独立行政法人のいいところだと私は思ひます。それから、ある程度総定員法から外されることによつて、先ほどの看護婦さんの問題等こういうふうな問題に対しては、もうちょっと自由度がふえる、こういう点もいいことだと思ひます。

ですから国が、基本的な文化である、基礎的な科学である、基礎的な技術である、あるいは基礎的な人文社会の研究である、こういうことに関しまして、単に市場原理で自分でもうけてやれと言ふことは不可能だと思ひます。やはりこれは国として十分な援助をしながら、よりよい研究体制、あるいは美術館や博物館などは国民に対してサービスをしなきゃならない、こういうふうなサービスを図れるようにしなければならぬと思ひます。そういう意味で、独立行政法人はいかなるものであるかということをお私にじっくりとにらみたいと思ひます。

○池端委員 質疑時間が終了いたしましたので、きょうのところは第一ラウンドということで、法案が出てまいりましたらまた改めてやりたいと思ひますけれども、ともかく、二十一世紀に向けて誤りのない道を、特に、教育の分野、科学の分野、学問研究の分野、誤りのない道を求めていきたい、こういう思いは同じだろつと思ひますので、ひとつ大臣の十分な御検討をお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○小川委員長 次に、池坊保子君。

○池坊委員 公明党の池坊保子でございます。

国立学校設置法の一部を改正する法案に對しましては、昨年質問いたしましたので今回は割愛させていただきますと思いますが、ただ、一言、高度の医療技術が求められておりますが、もし四年制になることが必要であるならば、私は積極的に進めたいと思っております。ただ、予算の問題もございますので、これから四年制に移行なさるおつもりなのか、今後の御方針をちょっと大臣にお伺いしたいと思います。

○佐々木政府委員 御指摘いただきましたように、医療技術の高度化の問題もございます。また、患者に対する配慮、ケアといった問題もございます。そういった点なども踏まえまして、より資質の高い看護婦等の養成のために、国立大学に併設しております医療技術短期大学部につきましては、四年制の医学部保健学科等に転換をすべく鋭意文部省としては努力してまいりたいと思っております。

○池坊委員 きょうは、国立学校の中でもたびたび問題になっております、外国人学生に国立大学受験資格を与えてほしいという働きかけが四半世紀にもわたって文部省にあったと存じます。そのことについて、大臣並びに担当の方の御意見を伺いたいと思います。

先日、大学課長に、日本学校と同等内容の高校を卒業した生徒が国立大学の受験資格がないのは、子どもの権利条約、教育における人権に反するのではないかと伺った折、一言のもとに、そのようなことはないとお答えになりました。けれども、これは明らかに認識不足ではないかと思っております。

このような外国人学校に対する差別に對して、日弁連は、九八年二月、日本国憲法、子どもの権利条約並びに国際人権規約等に違反しており、人権侵害であるとして、政府、国会等に對する是正勧告を出したと存じます。

次いで、五月になされた子どもの権利条約に基づく審査において、国連子どもの権利委員会は、この差別問題への懸念を表明し、日本政府に對し

て是正を求めました。さらに、十一月には、国連規約人権委員会も、国際人権規約に基づく審査において、同じように是正を求めたと存じます。これを局長は当然御存じだと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○工藤政府委員 御指摘がございました児童の権利条約の関係、あるいは、いわゆるB規約と言われておりますけれども、市民的及び政治的権利に関する国際規約の関係で、それぞれ各国の状況に審査するための委員会が置かれておりまして、昨年、それぞれの委員会におきまして最終見解がまとめられて、朝鮮人学校問題を含む状況につきまして懸念等が示されたのは御指摘のとおりでございます。

ただ、これは、必ずしも入学資格に特化して問題になっているわけではございませんで、間々新聞等でも報じられておりますように、チャ・チョゴリを看した子供たちが意地悪されるとかいう、国内におけるいろいろな状況がございますので、そういう背景をもとにしながら、いかがなものであるかという御指摘でございます。

本件の、御指摘の大学入学資格の件につきまして申し上げますと、国際条約あるいは国際規約に關しましては御指摘の通りでございますが、政府全体に關しましては御指摘の通りでございます。政府全体に關しましては御指摘の通りでございます。政府全体に關しましては御指摘の通りでございます。

先日、大学課長に、日本学校と同等内容の高校を卒業した生徒が国立大学の受験資格がないのは、子どもの権利条約、教育における人権に反するのではないかと伺った折、一言のもとに、そのようなことはないとお答えになりました。けれども、これは明らかに認識不足ではないかと思っております。

○池坊委員 確かに、法律違反ではないかもしれませんが、ま、こういう勧告を受けたのを踏まえて、どのようにこれを感じてございましょうか。○有馬国務大臣 一つの問題は、大学入試の資格

ということでございますが、外国人学校卒業者の大学入学資格ということで従来いろいろ検討しているところでございますが、特に私から検討したい旨を申し上げたことがございます。

そこで、現在、諸外国における、それぞれの国に設置されている外国人学校がどういふふうに取り扱われているか、単に入学に對する条件だけではなく、例えばどういふ条件を認めれば、アメリカでいえばアクレディテーションを受けられるか、こういうふうなことに、今までも調査がなされたわけではございませんけれども、特に、現在の急速な国際化の中でどういふふうになっているかについて、きちんと調べた上でいろいろなことを考えさせていただきたいということをお願いしております。このことは今続行中でございまして、そのことを御了承賜れば幸いです。

○池坊委員 これらの勧告に、かんがみ、昨年、兵庫県の県議会は、外国人学校生の大学受験を二〇〇〇年から認める決議をいたしました。ですから、公立大学を受験することは可能であるわけですが、阪神大震災の折には、地域社会の連帯の中で、朝鮮学校は校庭を開放し被災者を受け入れたりいたしております。そういうことをかんがみますと、文部省も速やかにそのような方向に向かつていただきたいというふうに考えております。

これも新聞等でもちらん御存じのことですけれども、文部省は、昨年、朝鮮大学の卒業生が化学専攻で京大大学院に初合格した折、大学や大学院の入学資格について、文部省としては各大学で判断することはできないという立場だということコメントを出していらつしやいます。同時に、大学院の入学資格は、学校教育法と同法施行規則で、大学を卒業した者か、大学卒業と同等以上の学力があるものと認められる者となっており、朝鮮大学はどちらにも当たらない、入学資格がなければ当然受験資格もないと考えると答えていらつしやります。私は、これをちょっと残念に思っております。

先ほども大臣は、学校の規則というふうにおっしゃいました。文部省は、政令により、外国人学校は各種学校だから国立大学の受験資格がないとおっしゃいますが、私から見ますと、そもそも、なぜ外国人学校は各種学校なのかという疑問を持っております。

日本にある外国人学校で最も数が多いのはいわゆる朝鮮学校で、初級、中級、高級、これは小学校、中学校、高等学校に相当するわけですが、これも、学校教育法によって、類似の使用をしてはならないということで、小学校が、小学校と使えずに初級というふうになっていると存じます。これらと大学校を合わせて百四十校あり、韓国学校が数校、中華学校が数校、そのほかにインターナショナル学校協議会に所屬している外国人学校が三十二校ございます。

カリキュラムは、日本の学校のカリキュラムとほぼ変わらない、文部省の学習指導要領によってでき上がっておりますし、六・三・三制もとっておりまして、私が調査いたしましたところによりまして、横浜中華学院は、高等部は百七十単位必要で、日本の学校より三十七単位多くなっております。また、朝鮮学校の教育課程の編成、総授業時間数は、日本が五千七百八十五時間なのに対し、百七十五時間多い五千九百六十時間となっております。

これでもなぜ学校と認められないのかということがむしろ私には不思議でございしますが、大臣はどのようにお考えでございましょうか。○工藤政府委員 御承知のように、日本の学校教育法は、正規の小中学校等の一条学校と言われるのと、各種学校、専門学校等の種類があるわけでございます。各種学校は非常に多様でございまして、一条学校に比べますと、教員の資格でございましてとかカリキュラムでございましてとか教材等の内容でございましてとか、種々の規制がほとんどなく、いわば自由に教育できる施設でございまして、御案内のとおり、例えばお茶、お花から自動車学校あるいは英会話学校、さまざまございま

す。中には、例えば看護学校のように、一条学校に準じたような極めて専門的で高度な教育を行っている学校もあるわけでございます。

外国人学校について申し上げますと、なぜ先ほど合理的な区別かと申しましたのは、学校制度の違いによりまして一条学校と各種学校という種類があるわけでございますが、学校の接続ということからしまして、各種学校については正規の学校教育体系の中に入っていないという状況になってございます。

在日の外国人の方々につきましては、御案内のとおり、日本の小中学校に入学できる仕組みがございまして、また、例えば韓国の学校のように、一条学校として設置することも可能なわけでございます。ところが、朝鮮人学校の関係は、子供たちに罪はないのでございませうけれども、関係の方々があえて日本の学校に入学させない、あるいは一条学校としての設置もしないという選択をされて各種学校のままでいらっしゃるわけでございまして、そういう学校制度の違いからくる区別といたしまして、いわば先方の関係の方々の選択によるやむを得ない区別になっているわけでございます。その点を御理解いただければと思います。

○池坊委員 ちよつと視点を交えて、昨今、盛んに国際化ということが言われておりますけれども、有馬大臣は、国際化とは一体どういうものかというふうにお考えでございませうか。

○有馬国務大臣 非常に広いので一言のもとにお返事を申し上げることはできませんけれども、ただいまの学校の件で申し上げておきましょう。

私は大学が詳しいものですから、アメリカの大学について申し上げますと、日本の大学あるいはドイツの大学がアメリカにつくられたとします。それはすぐにアクセレレーションが通るわけではなく、それぞれの州できちつとした条件を満足しているかどうかをまず申請の後に調べる。そういうことを積み上げた上で初めて州として、アメリカは州立及び私立でございましてから国立の大学

はありませう、州立の大学が認められる。

こういう意味で、国際化という点で、やはりアメリカの大学にしても、ほかの国々の大学にしてもあるいは高等学校にしても、我が国で認める際には、まずきちつと申請があるところがたいと思います。

今大学のことについて申し上げますが、外国大学日本分校が日本の大学の認可を受けることを希望するというところでございまして、まづやはりきちつと申請をしてくださって、その上で、私立学校法に基づいて、きちつと大学設置・学校法人審議会の審議を経まして許可を下すことになると思ひます。これが、日本として外国に対する国際化の、大学ですが、大学に対する礼儀だと思っております。

したがって、アメリカの大学が随分日本にありませうけれども、できる限り大学設置・学校法人審議会の方に日本の大学になるための御希望を出していただきたいと思っております。外国の学校ですが、私はある大学に対してそういう要請をしたことがございませう。

○池坊委員 そうすると、先ほどの局長のお話も考えますと、各種学校である限りは日本は学校として認めることはできないということとございませう。そうしたら、朝鮮学校も外国人学校も、きちつとした学校という申請を出してほしい、でなかつたら学校ではないということを経長も大臣も言っているというふうなことでございませう。

は、外国人学校がその言葉をどう受けとめるかは、私の言うことではございませう。

ただ、私は、これから日本もアメリカのように、同一民族、同一言語をしゃべる人ばかりではなくて、多民族が互いに多様な価値を尊重し合ひながら、折り合ひながら英知を出し合ひて生きていく社会になっていくんだと思ひます。そういうときに、ただ無差別に入れないと言っているのではなくて、外国人学校生に国立大学が、あなは各種学校であるから受験資格はないのですと言ふことはおかしいのではないかな、不都合なのは

ないかなという気がしているのです。受験をさせることにおいては、すべて公平に、平等に門戸を開く方がより国際的であるというふうに私は考えますが、いかがでございませうか。

○有馬国務大臣 たびたび申し上げますように、今フランスで例えはどういうふうに使われているか、こういうことも調べております。私の知っているところでは、先ほどアメリカの大学について、きちつとした審査があるということを示し上げました。

同じように、程度はわかりませう、外国に対して少し甘いかもしれない。アメリカの例を見ますと、大学入試資格を持つ、あるいはフランスでありますとバカロレアを受験することができるといふような一定の条件が満たされている場合だと思ひます。ですから、できる限りそういう形を整えていただきたいと私は申し上げているわけですね。決して反対をしているわけじゃない。要するに、日本の国の主権のものできちつとしたことを認める必要がございませうので、その点をひとつ外国学校もお考えいただけないかということをお願い申し上げます。

私は、決してそれを一方的にだめだと申し上げているわけではなく、ほかの日本のいろいろな学校と同じように、そういう条件を整えて、そして国として、あるいは初中教育であれば各地方自治体の認可というふうなことを受けていただければ幸いだということをお願いしている次第でございませう。

○池坊委員 制度が大切だという大臣のお話は、私はそれには反対ではございませうが、大臣の御見解として伺っております。ただ、日本国の主権のもので朝鮮学校が日本の教育制度に反しているというふうには私は考えておりませうけれども、日本国の主権のものでというふうにおっしゃったのがちよつと私はひっかかりますけれども、まあ、これは大臣の御見解でございませうから、これに対しては何も申し上げないことにいたします。

（委員長退席、栗原（裕）委員長代理着席）

在日朝鮮人教職員同盟がユネスコに告発をいたしております。つまり、世論を喚起して、世論から日本を変えてほしいというふうに願っているわけでございます。日本政府が民族学校卒業生に大学受験資格を認めないのは国際条約違反だといふふうに言っているわけでございませう。

これも大臣のお言葉をかりするならば、日本は日本のやり方があるのだから、そういうことを言っても別に大したことではないということになるのだと思ひますけれども、私は、国立大学の受験を認めないということでは日本が世界からも人権を尊重しないと言われることは、子供の教育上も決して好ましい状態ではない、文部省のこれからの行政にとっても決して好ましいことではないといふふうにお考えをしております。

言うまでもなく、在日外国人の地方参政権を認める法案も国会で出されようとしております。また、政府は九日の閣議で、在日外国人の指紋捺捺を全廃することを柱とする外国人登録法の改正案を決定いたしました。

日本は、国民の中に人権に対する意識が希薄だといふふうになつておられます。私は、教育上の立場から、本来、文部省こそがいち早く、人間の尊厳、人権、平等、正義感、そういうものを教育していくべきではないかと思つております。いじめ、不登校とかが問題になっておりますときに、文部省が率先して、世間から見ればいじめと思はれるような行動をしていくことは行政として後手と言われますので、その点にもかんがみ、私はこれからお考えいただきたいと思ひます。

○有馬国務大臣 たびたび申し上げますように、私は、外国人学校でしつかりした教育をしているところはきちつと、初中教育であれば各地方自治体におしつて申請されて、そこできちつとした許可を求めたのだと思ひますし、大学としてはきちつとした申し入れをなさつてくださつて、そしてほかの日本の大学などと同じようにきちつとした審査を受けていただきたと思ひつております。決して教育内容が悪いとかそういうこ

とを申し上げているわけではないので、やはりそういう形ということが必要であらうと申し上げた次第です。その上で、全面的に、外国人の学校に對しては私はできるだけのことではないかと思っております。

特に、今御指摘の、ある民族の子供たちが周りにからいじめられるというようなことは、断固として排除すべきことだと私は思っております。必要なら手は打ちたいと思っておりますけれども、やはり人種差別ということとは絶対あつてはならないというところは、これは文部省としても私も強く主張していることでございます。

○池坊委員 最後に、制度が大切だから受験はできないのだということ、私たちが人種差別ではないかと思つても、他方、受ける方から見たらそれはいじめに見え、人種差別として受けとめていけるという事実だけは御認識いただきたいと思つます。

それで、今問題になっております国旗・国歌についてちょっと大臣の御見解を伺いたいと思つます。

二月二十八日、広島県の高等学校の校長が、卒業式を翌日に控え、国旗掲揚、国歌斉唱を文部省より指導されておられ、反対する組合員との間で板挟みになり自殺されました。私は、そこに通う多感な子供たちにどんな影響を与えたかを案じております。

文部省は、平成元年より小中高校に、入学、卒業時に国歌斉唱、国旗掲揚を指導されております。広島の高校では、国旗を全校で上げるようになったというふうに聞いておりますけれども、国歌斉唱は一八%だと聞いております。大臣はそれをどのようにお考えでございますか。

○有馬国務大臣 この問題もたびたびいろいろな場所でお答え申し上げてございまして、先ほど先生がおっしゃられました国際化の時代において、まず日本の国旗、日本の国歌というものをやはりきちっと学び、そしてその国歌・国旗に對して敬うという気持ちをまず学んだ

上で外国に行かないと、外国で外国国歌に對する、外国国旗に對する尊敬の念がなかなか出てこないということ、これを私はいろいろな場所で見えてまいりました。

したがって、やはり子供たちのために、国歌・国旗に對する教育ということは行つていかなければならない。その基本には、学校教育に關する指導要領がございまして、この指導要領で今後進めさせていただきたいと思つております。

なお、たびたび申し上げておりますように、亡くなられた校長先生に對して、心より哀悼の意を表したいと思つます。

○池坊委員 久しぶりに大臣の御見解と私の意見とが一致いたしました。うれしくございまして、私も、外国人からよく日本人の歴史観とかアイデンティティーを問われます。意外と答えられるビジネスマンというのはいないのです。つまり日本人は、自国の民族の誇りとかアイデンティティーとか、そういうことを余り考えないのだと思つます。でも、私は、右翼でも左翼でもなく、個の確立した一個の人間として、自国を愛するといふ気持ちがある。他国や他の民族を尊重し、そこに生きている人々の人権や価値観を尊重すること、これはあり得ないといふふうに考えております。

私、悲しいと思つますのは、日本人の中に国旗とか国歌に對する愛情というものが希薄なのではないかと思つます。大臣がおっしゃる通りに、国際社会の中で生きていくからこそ、各国との連帯を強めるためには、まず自国を愛するといふ気持ちを育てなければならぬと思つますけれども、それはこれからどのような方法で育てていこうとお考えでございましょうか。

〔栗原（裕）委員長代理退席、委員長着席〕
○有馬国務大臣 現在も学習指導要領で国を大切にすること、国を愛するといふふうなことが書かれておりますが、今度新しくいたします指導要領においてはそれを強く述べたいと思つております。

現行でも、小学校におきましては、社会科で、

「我が国の国土と歴史に對する理解と愛情を育て、また、道徳では、『郷土や国を愛する心をもつ。』ことを指導することとしたしてあります。また、国語の教材選定の観点の一つとして、『日本人としての自覚をもつて国を愛し、国家、社会の発展を願う態度を育てるのに役立つこと。』を示しております。

中学校におきましても、社会科・公民の分野で、自国を愛し、その平和と繁栄を図り、文化を高めることが大切であることを自覚させるということにしてあります。道徳では、日本人としての自覚を持ち、国を愛し、国家の発展に尽くすとともに、すぐれた伝統の継承と新しい文化の創造に役立つように努めるというふうに指導いたしております。

今後とも、先生がおっしゃられましたように、国を愛する心、特に私は、日本の文化を愛する、伝統を愛するといふことを大切にしたいと思つております。今後努力をさせていただきますと思つます。

○池坊委員 私、小学校に参りまして、高学年の生徒たちに国歌を知っていますかと聞いたところ、知らないと言つた子が多かったです。何で知らないのと言つたら、ある子は、そういえば入学式のときに何かみんなが歌つていた、でも難し過ぎると言われました。私は、あれは古今和歌集から伝わってくるすばらしい日本の文学の和歌なんだと。そうしたら、リズムがまどろっこしくて現代風ではないと。確かに、今はやっておりますような「だんご三兄弟」の歌のようなリズムではございませぬけれども、日本には昔から邦楽という日本古来の音楽芸術があるんだから、その長い歴史の上に立てているのだという話をいたしましたら、結構、ふうんと言いつつ聞いてくれたのです。

私は、学校教育の中で国歌の歴史もきちんと教えるべきだといふふうに思つます。反対されていられる方の中には、戦争に使われたからといふことをおっしゃる方もございまして、これは、国旗や国歌があつたから戦争が起つたわけではございませ

ん。国歌・国旗は、長い歴史の中にあつても厳然としてあつたわけですから、ですから私は、大切なことは、白紙の心であらゆる情報をきちんと把握し、認識し、そしてみずから考えていく、国旗・国歌を通して長い歴史をきちんと説明し、そしてそういうことが必要なのではないかといふことを今教えるべきであるといふふうに私は思つております。

私は、国歌・国旗が法制化されることは、法制化されないとそれほどみんなが親しまないといふことでもあるので、一段階としては法制化されることには賛成でございますが、法制化されたからといってみんなが親しむものではないかと思つます。その間にみんなが理解し、愛する努力というのが必要ではないかと思つますし、きちんと現実を、事実を把握する教育といふのも、やはりこの際小学校からしていただきたいと思つます。

大臣は大学教育には力を注いでいただいておりますけれども、小学校教育でそのようなことをしていただきたいと思つますので、もう一度伺いたいと思つます。

○有馬国務大臣 小学校、中学校、高等学校で、十分国歌の意味とか国旗の美しさといふふうなことを、今後とも教育をきちっと図つていきたいと思つております。

まだまだ一部には不十分なところがございまして、けれども、このところ随分理解が深まったと思つております。しかし、さらなる努力をさせていただきますと思つております。

○池坊委員 時間も参りました。これから教師も、そして先を歩んでいる私たちも、しっかりと理念や目的や価値観を持って、それを次の世代に受け渡していかなければならないといふふうに思つております。ありがとうございます。

○小川委員 次に、石井郁子君。

○石井（郁）委員 日本共産党の石井郁子でございます。今回の国立学校設置法の一部を改正する法案につきましては、医療技術短期大学部を廃止して

四年制大学に移行することです。また、医療の高度化、専門職を育成するという流れから見て積極的な意義があり、賛成するものと見られます。

ただし、この法案には職員定数も定めておりまして、今回の改正案では、前年度比、増員分が九十三名、定数削減分百九名で、十六名の純減となっております。とりわけ事務職員その他が九十八名の減員ということが特徴的かと思うのですが、定数は一九九四年以降毎年増員になってきたわけですね。九九年、初めてこういう減員化したというふうに思います。これは第九次の定数削減計画のためかと思われますけれども、こうした大学への定員削減の押しつけというのは、今日の大学の教育研究におけるさまざまなゆがみをもたらしているというふうに思いますので、こういう定員削減には賛成できないということをまず申し上げておきたいと思えます。

それで、きょうは、研究、教育を支える職員の問題について質問させていただきます。

政府として、一九六八年以降八次にわたる定員削減をやってきました。国立学校全体でどのくらい削減されたのか、総数と職種別の内訳を教えてください。また、第九次の定数削減計画、九七年度から始まったのでしょうか、五年計画です、この計画はどうなっているのかということをお示しただければと思います。

○小野(元)政府委員 お答え申し上げます。

政府全体といたしまして、各省庁を通じて定員削減計画がございました。その中で、文部省も国立学校について定額を実施しておりますところでございます。

具体的な数字でございますが、昭和四十三年から平成八年度まで、第一次から第八次まであったわけでございますけれども、この二十九年度に及ぶ定員削減計画によりまして、総数で二万六千六百二十五人の削減を実施したところでございます。また、第九次の定額が、現在、平成九年度から十三年度まで実施されております、これ

で四千六百人を削減することといたしております。具体的な内訳といたしましては、四十三年から八年度までの累計といたしまして、教官につきましては二千五百五十二名、看護婦等については三百七十七名、その他職員につきましては二万四千五百六十六人というふうになっておるところでございます。

○石井(都)委員 伺いますと、やはり職員の方が圧倒的に多いですね。九次を含めると、結局三万人の削減になるということですね。

その一方で、学生数はこの十年だけでも一・二倍です。大学院あるいは留学生はそれぞれ約二倍にふえているわけですよ。そして、大学改革あるいは入試の多様化等々で、大学の現場というのは授業量が膨大にふえています。それからまた、組織の運営、業務内容が複雑です。また、高度化もしている。いろいろなコンピュータ等々の導入等々があるかと思えます。

それで、多くの大学では、特に入試のシーズンなどは深夜に及ぶ勤務状態になっている。セブンイレブンという話があるのですが、大学をぜひ見てほしいということを言われるのですね。深夜までこうこうと電気がついていてということがありまして、こういう超過勤務が常態化しているわけでありまして、そういう中で定員を削減しますと、結局、定員外職員を雇わないといけないということになります。

それで、次にお伺いしますが、現在、全国でどのくらいの定員外職員がいるのでしょうか。これは一九六八年の時点で何人なのかという問題と、この定員外職員は、その方の給与というのは積算校費から出されていると思うのですが、積算校費の中のどういう支出の項目から出されているのか。それから各大学で、この間、そういう意味で大学の占める人件費というのか、特に定員外職員の分ですね、これはどういう比率になっているのか、どのくらい占めているのか。各大学でというのとはちょっとあれだと思えますけれども、そういうことをつかんでいっていかないとどうかとい

うこととお聞きをしたいと思います。

○小野(元)政府委員 まず最初に定員削減でございますけれども、全体といたしまして、第九次では、例えば国立学校は三・〇%の削減率でございますが、文部省としては、大学の果たしている役割を強く認識いたしております。政府全体では四・一%というものでございまして、その中で国立学校についてはできるだけ優遇するよう総務庁にもお願いしておりますところでございます。

しかしながら、そういった国全体の計画の中で削減を図らなければいけないということで、特に教官とか看護婦につきましては、教育研究あるいは医療の直接の担い手ということで特段の配慮をしてきているわけでございます。そういった結果、その他の職について若干相対的に厳しい定員状況になっていることは事実でございます。

その点は、私どもとしては、国立学校全体の中で今後とも教育研究に支障を起さないようにしたいということを考えていることをまず申し上げます。

それから、御指摘がございました国立学校の定員外職員の現状でございますけれども、国立学校につきましては、平成十年の七月一日現在でございますが、日々雇用職員が約四千六百八人、それからパートタイムの職員が約一万五千七百八十八人、これを合算いたしますと、約二万六千四百五十六人、これを定員外職員と見なしております。この定員外職員は、各国立学校におきまして教育研究の重要性に即してそれぞれ雇用されているところでございます。もちろん、それぞれ非常勤として必要な職でございます。それぞれの教育研究の業務の特殊性からさまざまな形で雇用されていることも事実でございます。

そういった意味で、私どもといたしましては、それぞれの個別の支出区分等について詳細を承知しているわけではございませんけれども、定員職員、それから定員外のこういったパートや日々雇用職員あわせて、国立学校の教育研究の業務をきっちりとやっていくために必要なものというふう

うに考えているところでございます。(石井(都)委員「積算校費の分を、給与のことです。もう一点お尋ねしましたので」と呼ぶ)

それは、こういった賃金の職員の給与がどういった区分で支出されているかということ……(石井(都)委員「どこから出されているか」と呼ぶ)それは、例えば科学研究費なんかの研究費の補助金の中でそういった職員の給与の部分が払われるものもございまして、それから、きちんとした形で日々雇用の賃金として計算されているものもございまして、そういった中でそれぞれの国立学校において運用しているところでございます。

○石井(都)委員 職員の問題は、研究を支えるスタッフであり、事務のみならず、技術、図書、さまざまな分野で大学の研究を支える、教育を支えるということでも今お話を伺ったわけですが、この定員削減の結果、やはり事務職員が足りなくて定員外で雇う。今お聞きしますと、とりわけやはり時間雇用の職員が大変ふえているというのがあるかと思うんですね。私の聞いたところでも、特に私は大阪大学とか京都大学でお聞きしたのでございますけれども、今や職員の約三割が定員外職員、あるいはそのほとんどが時間雇用の職員だという数字を聞いております。

これは、大阪大学の例を紹介しますが、たまたま大阪大学の医学部なんですけれども、ここでは二十五年前の定員職員というのは五十八名でいた。現在三十七名ですね。本当に大きく削られていくわけですね。定員外職員は、当時はゼロないし一人でしたけれども、現在一三%です。だから、いわば定員削減は三五%にも及ぶかと思うんですね。

私がきょう問題にしたいのは、こういう時間雇用の職員の給与なんです。これは結局、今言った科研費とか教官当たりの積算校費からやはり出さざるを得ないわけでしょう。では、その積算校費というのはふえているかといえば、これは大臣に申し上げるまでもなく、一九八四年以降はもう横ばいの状態ですね。物価上昇分を勘案すれば、

実質マイナスであります。これは、一九七〇年を
一〇〇とすれば、九四年で六〇〇という状態です
よ。

そして、昨年でしたか、財政法の関係かと思う
んですが、教官当たりの積算校費がマイナス二％
になりましたよね。そういう意味じゃ今非常に予
算が厳しくなっているという中ですが、一方でこ
ういう時間雇用の職員給与を払わざるを得ない
わけですから、これはふえていっているわけだす
よ。定割のおかげでこちらはふえていくという問
題ですね。

だから各大学で、こういう時間雇用の人件費と
いうか、これは人件費という名目では出せない
という話ですね。何か物件費というふうにして出
ておられると。人の給与が物件費というののもど
い話かと思うんですが。そういうこともちょっと
お尋ねしたいのですが、各大学でこういう
時間雇用の賃金というのはどのぐらい比率を占め
ているのか。これはやはり文部省はつかむ必要が
あるんじゃないですか、職員の三分の一になっ
ているわけですか。いかがでしょうか。

○小野(元)政府委員 先ほど来お話ございますよ
うに、国立学校の定員外職員につきまして、例え
ば昭和四十六年でございまして、日々雇用職員が
一万六千八百七十七名でございました。その時点で時
間雇用職員は千四百二十九名でございました。こ
れが平成十年には、御指摘ございましたように、
日々雇用職員が四千六百八十四名、それから時間
雇用職員が一万五千七百六十九名、かなり時間雇
用職員がふえてきているのは事実でございます。

私どももいたしましては、各国立大学におきま
す賃金がどういふふうに出支されているかという
ことについては実態を必ずしも把握していないわ
けでございますけれども、いずれにいたしまして
も、こういった職員の方々の協力によって国立学
校全体の教育研究が成り立っているわけござい
ますから、そういったことは十分踏まえながら、
全体としての予算の増額等に努力をしてまいりた
いというふうにご考えているところでございます。

○石井(部)委員 私は、やはり各大学の実態を把
握されていないというのは、これはちょっと信じ
られないんですね。やはりそれをきつとつかむ
べきだし、各大学は、自己評価で、いろいろ本も
出していらつしやるでしょう、財政状況、みんな
公になつていきますよ、わかるわけですから、や
りそれをちゃんと出してください。これはぜひ数
字をきつとつかんでいただきたいということをし
強く要望しておきたいと思つてます。そうすべ
きで、国民に対して。これは税金の問題なんです
からしなきゃいけないと思つてます。

それで、私はぜひ大臣にお伺いしたいと思つ
てすけれども、本来、こういう職員の待遇問題と
いうのは深刻なんですよ。私は、これはこれで
別なところでしたいと思つてますが、時間雇用で
すからパート職員でしょう。そうすると、病休も
なければ急引の休暇もない、ボーナスもない
退職金もないというんですね。それで、十年働
いても二十年働いても月に大体十一万ぐらいだとい
うんですね。今の大学の財政事情からしたらその
ぐらいしか出せないだろうということですね。

これは、大阪大学のパートタイム職員にちょ
ともらつたんですが、十年、二十年働いても手取
り月額十一万程度です。ちゃんと給与のこうい
う源泉徴収票までいただきました。もう信じられ
ないです、年間百六十数万円です。しかし勤務
は、十年も二十年も働いて定員職員と同じよう
なことをやっていらつしやるんですね。だんだんと
専門職としてもやっていらつしやる。超過勤務、
残業もしていらつしやるということですね。

だから、実態はもう定員と同じような仕事をし
ながら、こういうパート職員としての扱いしか受
けていないという点でいうと、信じられないとい
うか、こういう非人間的なことが大学の中であつ
ていいのかという話でしょう。だから、これはこ
れとして大変深刻な問題だということを私は強調
したいと思つてます。

も、研究予算も削られる、そして予算が足りない
という中でこういう人件費もつくり出していか
ないといけないという事になりますと、本当に
いろいろなゆがみも生じますし、やはりこれでは
研究は発展しないだろうということを言わざるを
得ません。

大臣は、とりわけこういう実情、実態は、大学
にいらつしやってももう重々御承知と思つてす
けれども、本当にこの実態をどうされようといふ
に考えていらつしやるのか、ぜひ大臣の御所見を
きょうは承りたいと思つてます。

○有馬国務大臣 教育研究支援職員が少なくな
っているという事は、私が東大の学長をやつてい
るころに憂慮いたしていたこととございまして。組
合との交渉を年に三回、私じきじきにやつて、そ
の際にも随分この議論をいたしました。ただ、社
会全体に小さな政府をという声があつて、これが
非常に強いという状況のもと、定員削減というこ
とが厳しく行われてきております。

しかし、その中でも、先ほど官房長がお答えい
たしましたように、大学の使命がございまして
で、教職員の中で教員はどうしてもふえてい
る、こういう努力をしてみたい。今後さらに進
めていく場合に、もうこれだけでは済まないだろ
う。すなわち、これ以上定員を減らすのであれば、
今までのように技術系の職員とか事務系の職員の
方たちだけを削減していくということではもう成
り立たないかもしれないということを私は非常に
憂慮しているところでございます。

なお、研究費のことでございますが、教官当た
り積算校費が目減りしているという点、これも私
は大変憂慮していることとございまして、少なく
とも十一年度においては、これは減らさないとい
う方針で参ることにいたしております。

ただ、御理解賜りたいことは、科研費は急速に
ふえてきております。それからもう一つは、第二
の科研費と言われている出資金による研究費がふ
えている、及び建物に関しては、随分補正予算
等々で改善いたしたと思つてます。

○石井(部)委員 大変深刻な実態でございま
し、大臣、ぜひ前向きに、文部省としてやはり頑
張っていただきたい、この点は要望申し上げたい
と思つてます。

政府がみずから科学技術立国というふうに通
じているわけですから、そういう立国を支える大学
がこんな状態ではないのかという点でございます。
やはり研究、教育の基盤を掘り崩すわけであ
らう、私は、もうこの定数削減というのは本当にや
めるべきだということは強く申し上げておきたい
と思つてます。

それで、きょうは、国立大学附属病院の看護婦
の増員問題についても、昨年に続きまして私も一
言申し上げたいというふうに通じたのですが、時
間もなくになりましたので一点だけ。

毎年二月でしようか、全国の大学附属病院長の
会議というのを文部省がされておられると思つ
すけれども、特にこれは、こういうふうに通じた
看護婦増員問題が大変社会的な、あるいは大学の中
からも大きな声になっているときでございまして、
私は、去年の質問以降、一年間で全国七大学附属
病院を視察してまいりました。文部省としても大
学調査をされたということも伺つていますので、
そういう病院長会議などでは看護婦増員の問題を
どのように御報告されていらつしやるのか何れ
ばというふうに思つてます。

○佐々木政府委員 御指摘の国立大学附属病院
長・事務部長会議は、去る二月五日に行われたわ
けでございますが、その中におきまして、国立大
学及び附属病院を取り巻く諸情勢や諸課題につ
いて説明を行い、これからの附属病院の取り組み等
について意見交換を行ったところでございます。

そのうち、看護業務の改善充実につきまして
は、平成十一年度予算案における看護職員の増員
状況について報告するとともに、文部省として、
二月上旬以降幾つかの国立大学附属病院に担当者
を派遣し、現場を視察しながらヒアリングも行
い、看護業務の改善充実のための助言等を行つて
いる、そういった状況について説明をし、各病院

における一層の取り組みを促したところでございます。

○石井(郁)委員 各病院の取り組みをどのように促したのかという中身がどうも問題かというふうに思うのですが、それはきょうはおいておきます。

もう一点、先ほども出ていましたけれども、看護婦確保法に基づいての文部、厚生、労働三省の看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な方針、この中では、夜勤負担を軽減するというところで、月八日以内の夜勤体制の構築に向けて積極的に努力をするということがございますね。これの行政の側のめどとして、平成十二年度を一応のめどとするというのがあるのじゃないでしょうか。

それからすると、もう目の前に来ていると思うのですが、本当に月八日以内の体制をどのように達成するのか。これはみずからが決めになっためどですから、やはり文部省としても積極的に取り組まざるべきだと思いますが、この点いかがでしょうか。

○佐々木政府委員 御指摘のように、特に目標年次を定めたものではないわけですが、平成十二年度を一応のめどとしておるわけでございます。文部省としても、二・八体制の実現に向けて看護職員の増員に努めておるわけでございますが、引き続き、看護職員需給の見直し等を踏まえつつ、関係省庁と連絡をとりながら最大限の努力をしてまいりたいと思っております。

○石井(郁)委員 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○小川委員長 次に、濱田健一君。

○濱田(健)委員 社会民主党・市民連合の濱田健一でございます。時間がございませんので、三点に絞って質問をしたいと思います。

各国立大学の医療技術短期大学部、御案内のとおり、平成六年から各四年制大学の医学部の保健学科として改組をされてまいりました。そういう中で最初の、平成六年の大阪大学及び平成七年

の神戸大学におきましては、既に卒業生が出る、またはこの卒業生が出ていくという状況になると思うのですが、三年制から四年制に改組・転換されてからの基礎的専門性の知識や技術の向上というものがその目的どおりに高まっているのかどうか。当然そのことに努力をされておられるわけですが、どのように役所としては見ておられるかという点と、三年制から四年制になって卒業生の進路及び就職の状況は、現下のこの厳しい雇用状況でございますけれども、どのようになっているのか。これは労働省関係かもわかりませんが、役所としてとらえていらっしゃる範囲内で結構ですので、披露をお願いしたいと思います。

○佐々木政府委員 医療技術短期大学部の四年制への転換は、資質の高い看護婦等の医療技術者を育成するという観点に立つて行っておるわけでございます。

したがって、その改組・転換に当たりましては、各大学においては、人間教育、教養教育の重視及び専門教育の充実など教育内容の改善に努めておるところでございます。例えば大阪大学の場合、卒業要件となる単位数が百四十四単位以上から百四十八単位以上と増加をしております。また、開設科目数、単位数が大幅に増加をしております。また、学生が多様で幅の広い分野の授業科目を履修できるカリキュラムを編成しているところでございます。

例えば基礎分野では、人の心を理解するため、生命の思想、臨床哲学セミナーを開設しております。また専門基礎科目では、社会の要請に対応できる人材を育成するという観点から、心理・行動科学入門、生活環境保健学などを、専門教育科目では、看護実践科学論、在宅ケア論演習など地域看護活動論などさまざまな新しい科目を開設し、その中身を充実させることを通して、看護の実践力、あるいは幅広い視野と高い識見、深い教養と豊かな人間性の涵養に努めたところでございます。

なお、卒業生の件でございますが、平成十年三月に初めて卒業生を出した大阪大学のケースでは、卒業生八十二人のうち約六七％、五十五人が看護婦、保健婦、助産婦として就業しております。二八％、二十三人が大学院等への進学をしたところでございます。

また、本年三月の進路内定状況では、大阪大学につきましては、卒業予定者七十六名のうち四十八人が看護職員として就業予定であり、大学院等への進学予定者が二十五人となっております。神戸大学につきましては、卒業予定者七十一人のうち六十人が看護職員として就業予定であり、大学院等への進学予定者が七人となっております。

○濱田(健)委員 着実に改組・転換されてからの実績を上げておられるように感じました。また、就職や大学院への進学、新たな技術、技能をそて知識を得られる取り組みのインセンティブを与える形にもなっておられるようですので、ぜひ内容的に力を入れていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思っております。

もう一点は、来年の四月から公的介護保険が導入されます。公的介護というところで、これは各分野で、それに携わる技術者やさまざまな知能、知恵を持っていらっしゃる方々の養成に努力をしておられますが、この国立大学の医学部保健学科における、看護婦さん、医療福祉士を含めて、最高の知識、技能を取得されるために進学をされた皆さん方に対しての公的介護、公的という言葉は使わなくても、介護保険に対する、特別なところではないかもしれませんが、取り組みはいかになっているのか、お伝えください。

○佐々木政府委員 御指摘いただきましたように、高齢化の進展に伴い介護を要する高齢者が急増しております。この中で、高齢者介護サービス提供体制の整備というものが急がれておるわけでございます。そういった中で、介護関係人材の育成に当たっては、質的な充実を図ること、あるいは福祉、医療、保健が連携した総合的なチームケアというものを推進する必要があるという

うふうに考えておるわけでございます。

そういった観点に立ちまして、保健学科や看護学科などにおきましては、例えば授業内科目といたしまして、地域保健福祉論であるとか老人福祉論といったような福祉に関する科目を充実するとともに、同じ学部内の医学科と共同して、入学後の早期に老人保健施設等での介護などの体験実習を行ったり、臨床実習においてチーム医療を体験するなどの取り組みを積極的に進めておるところでございます。

今後とも、文部省といたしましては、保健学科を初めとする大学、短期大学における介護関係人材の育成につきまして、質的な充実あるいは連携の強化に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○濱田(健)委員 ありがとうございます。介護保険が導入されていって、その運用が進んでいくに従って中身の充実をどんどん図らなければならぬと思っております。そういう意味では、この保健学科等を出された皆さん方が、日本の介護保険の進展に伴い、やはり現場の指導的な立場に立つてもらうという必要性もあると思っておりますので、内容的にもメニューの中でも充実を図っていただきたいと思うところでございます。

最後に、去年の労基法の改正の中で有期雇用制度が拡大されました。それに先駆けて、大学教員の任期制という制度が導入をされてまいりました。現場では賛否両論ございました。しかしながら、その運用が図られて導入をされたわけでございますが、どのような現場の状況になっているのか、どのような評価が役所の方には届いているのか、またはどのように把握をされておられるのか、お聞きしたいと思います。

○佐々木政府委員 大学の教員等の任期に関する法律でございますが、この法律は、大学における教育研究を活性化するために教員の流動性を高める、その方策の一つといたしまして、各大学の判断により任期を定めた任用ができることとするも

のでございます。

この法律に基づいて任期制が導入されることにより、大学においてはさまざまな経験や発想を持った多様な人材を受け入れることが可能となっており、それらを通して相互に学問的な刺激を与え合ったり、あるいは批判し合ったりすることを通して教員の研究能力を高める上で有効であるというふうな考えでございまして、二十四大学等でこの任期制の導入を行っていただくわけですが、今後とも、この法律の趣旨の周知あるいは適正な実施の確保に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

なお、若手教員の関係でございますが、若手教員の業績評価が適時適切に行われることが大切であるというふうな考えでございまして、

特に、任期制の導入によって、任期満了後、他の大学等に採用されたり、その大学で再任あるいは昇任をするというふうなことがあるわけでございます。そういった場合に、その業績評価というものが適正に行われるということが極めて大事でございます。信頼性と妥当性のある評価が各大学で行われるよう、文部省としても引き続き努力をしてまいりたいと思っております。

○濱田(健)委員 私が最後にお願した業績評価というものを今言っていたので、そのところをきちんと把握して、やはり若手研究家がいいる環境の中で伸びていく、それがひいては大学教育、学生に対する効果の助長につながるという側面をしっかりとして頑張っていただきたいと思っております。

これで終わります。ありがとうございました。
○小川委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

この際、暫時休憩いたします。
午前十時四十五分休憩

午後零時四十分開議

○小川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は、終局いたしました。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、国立学校設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○小川委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○小川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○小川委員長 次に、内閣提出、日本学術振興会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。有馬文部大臣。

〔本号末尾に掲載〕

日本学術振興会法の一部を改正する法律案

○有馬国務大臣 このたび、政府から提出いたしました日本学術振興会法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

学術研究は、人文、社会、自然科学のあらゆる分野にわたり、真理の探求を目指して行われる普遍的な知的創造活動であり、その成果は、人類の

知的共有財産として、それ自体すぐれた文化的価値を有するとともに、その応用や技術化を通じて、人類、社会の発展の基盤を形成するものであります。

二十一世紀を目前に控え、我が国が科学技術創造立国を目指し、先端的、独創的な学術研究を推進していくためには、すぐれた研究者の養成確保、研究施設設備や研究体制の整備とともに、研究費の充実に努めることが不可欠であります。

特に、科学研究費補助金は、大学等の研究者が自発的に計画する研究のうち、学術研究の動向に即して、特に重要性の高いものについて助成するもので、我が国の基礎研究を推進するための中心的な研究費であります。文部省では、これまで、科学研究費補助金の重要性にかんがみ、予算の拡充や制度の改善に努めてまいりましたが、近年では、審査、評価の一層の充実や、研究者に対するきめ細かな情報提供等により、さらに効率的、効果的でより適切な配分等を図ることが求められております。

このため、平成十一年度から、科学研究費補助金の一部の研究種目の審査・配分事務を日本学術振興会に移管し、審査、評価の充実や研究者へのサービスの向上等を図ることとしております。

この法律案は、このような趣旨から、科学研究費補助金の交付業務を日本学術振興会の業務に追加するものであります。

また、この法律案におきましては、あわせて、規制緩和の一環としての日本学術振興会における余裕金の運用方法の拡大など、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○小川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十四分散会

日本学術振興会法の一部を改正する法律案

日本学術振興会法の一部を改正する法律案

日本学術振興会法(昭和四十二年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「前項各号に掲げる」を「前二項に規定する」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 振興会は、前項に規定する業務のほか、第一

条の目的を達成するため、研究活動及びその成果の公開に必要な経費に対する国の補助金を予算で定めるものの交付を受け、これを財源として、研究者に対し、補助金を交付する業務を行うことができる。

第二十条の二の次に次の一条を加える。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還等)

第二十条の三 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)

第十條第一項、第二項及び第四項、第十七條第一項、第三項及び第四項、第十八條第一項及び第二項、第十九條から第二十一條の二まで並びに第二十四條の二の規定は、第二十条第二項の規定により振興会が交付する補助金について準用する。この場合において、同法第十條第一項及び第二項、第十七條第一項、第十八條第一項及び第二項、第十九條第三項、第二十條、第二十一條第一項、第二十一條の二並びに第二十四條の二中「各省各庁の長」とあるのは「日本学術振興会の会長」と、同法第十九條第一項及び第二項中「国」とあるのは「日本学術振興会」と読み替えるものとする。

第二十八條第二号中「銀行」を「銀行その他文部大臣の指定する金融機関」に改める。

第三十七條第四号中「第二十八條第一号」を「第

二十八条第一号又は第二号に改める。
第三十八条中「二十万円」を「三十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(印紙税法の一部改正)

3 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二日本開発銀行の項の次に次のように加える。

日本学術振興会	日本学術振興会法(昭和四十二年法律第百二十三号)
---------	--------------------------

別表第三日本学術振興会法(昭和四十二年法律第百二十三号)第二十条第一項第三号(業務の範囲)の業務に関する文書の項を削る。

理 由

学術の進展に寄与するため、研究活動及びその成果の公開に必要な経費に対する補助金を研究者に交付する業務を日本学術振興会ができるようにするとともに、余剰金の運用の方法を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

文教委員会議録第三号中正誤

ページ 段 行 誤

正

元 二 一 未 三 発行社

発行者